

[主な内容] ▶3面 低所得者世帯向け 物価高騰対応重点支援給付金 ▶特集 立川市教育だより「たっち」

申告受付期間

2月17日月～
3月17日月

市民税・都民税

申告はお早めに

問課税課市民税係・内線1206

申告・相談会場は混み合います
簡単・便利な郵送申告に
ご協力ください〒190-8666〔住所記入不要〕
立川市役所 課税課市民税係 宛

申告が必要な方、不要な方

申告が必要	下記①～④以外の方
申告が不要	①令和6年分所得税の確定申告書を税務署に提出する方
	②令和6年中の収入が給与のみで、勤務先から立川市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方(提出状況は勤務先の給与担当者に確認してください)
	③令和6年中の収入が公的年金等のみ(遺族・障害年金等非課税の年金を除く)で、控除等の追加がない方
	④同居の親族に扶養されている方*(ただし、所得金額が記載された証明書の発行を希望する場合は申告が必要です)

*扶養主の所得が1,000万円を超える同一生計配偶者が令和7年度の住民税の定額減税を受けるためには、扶養主の方が年末調整や確定申告で同一生計配偶者(控除対象外配偶者)がいることを申告している必要があります。

申告書の提出方法

郵送での申告にご協力ください。申告・相談会場(下表)に持参する方は、なるべく混雑する日避けてご来庁ください。市ホームページに混雑予想を掲載しています。



受付場所	受付日	受付時間
市役所 1 階 101会議室	2月17日(月)～3月17日(月) 〔土曜・日曜日、祝日を除く〕	午前9時～ 午後4時
子ども未来センター	2月23日(日・祝)	午前9時30分～ 午後3時
こぶし会館	2月25日(火)	
若葉会館	2月27日(木)	
滝ノ上会館	2月28日(金)	
西砂学習館	3月2日(日)	

申告に必要なもの

申告書	昨年申告した方には、1月27日に発送しました。申告・相談会場や課税課(市役所1階36番窓口)、窓口サービスセンター、市内各連絡所で配布しています。
令和6年中の所得に関する書類	▷給与所得・公的年金収入のある方は源泉徴収票 ▷それ以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿など
令和6年中の控除に関する書類	▷国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書 ▷社会保険料・寄附金等の領収書 ▷医療費控除の明細書(ご自宅で作成して持参) ▷障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など
本人確認書類	▷マイナンバーカード ▷マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(通知カード等)と運転免許証等

よくある質問

- Q 所得税の確定申告の相談や提出はできますか。
- A すべて記入済みの確定申告書のみを窓口で仮受け付けします。相談等は立川税務署へお願いします。
- Q 医療費控除を申告したいのですが、領収書があれば申告できますか。
- A 領収書では申告できません。医療費控除の明細書を作成して提出してください。

所得税の確定申告については2面へ